

# 第17回通常総会開く

## 金融経済危機のなかの日本の行方で

埼玉大学教授・相沢 幸悦氏 講演

第17回通常総会は8月25日(水)お茶の水全労連会館で55名の参加者をもって開催されました。総会にあたっては、都立大名誉教授・金子ハルオ氏、大阪税制研究所、東京土建一般労働組合、経済評論家・小谷崇氏から暖かいメッセージが寄せられました。

総会ではすべての議案を満場一致で議了し、永沢理事長以下下記の新役員を選任し終了しました。この後、「金融経済危機の新しい段階(ギリシャ経済危機等)と日本経済の行方、あり方」と題し、埼玉大学教授・相沢幸悦氏が講演を行いました(概要別掲)。またレセプションには講師はじめ多数参加し交流を深めました。

大手・大企業はリーマンショック後の不況を克服し大幅利益確保と報じられていますが、私たち税理士が関与している中小零細企業の経営状態はますます悪化し景気回復の兆しはまだまだ見えてきません。



厳しい経済・財政状況の中で、平成23年度税制の基本は「法人税の減税、所得税の増税、消費税の増税方針の確立」と伝えられています。民主党政権下のもとで庶民大增税の方向がますます強められようとしています。税の応能負担や生活費非課税の原則が放棄されるような税制の在り方には到底納得できません。

今年度は税理士法「改正」問題、納税者権利憲章の早期制定、税務調査の強化等々私たち税理士が力を発揮しなければならない課題が目前に迫っています。当研究センターはこうした課題に積極的に取り組み、その研究成果・情報を「研究センターホームページ」なども活用しながら大いに発信していきたいと思っております。

### われら税理士の出番

理事長 永 沢 晃

この1年、研究センターの3役体制が大きく変わり会員の皆様にはいろいろ御迷惑をおかけした点もあるかと思いますが、皆さまのご協力で生き生きと活動することができたと思っております。自公政権から民主党政権へと変化し、「国民の目線に立った政治が少しは進むのではないか」と少しの期待もありましたが1年もたたないうちにそれは錯覚・幻であったことが明白になりました。

## 新 役 員 紹 介

監 事	理 事	専 務 理 事	副 理 事 長
柏 金 渡 梁 山 矢 堀 福 内 高 田 武 鈴 塩 坂 坂 近 兒 桑 熊 工 加 風 小 大 浅 石 本 佐 角 飯 青 永	谷 井 辺 木 田 野 口 田 藤 橋 村 田 木 谷 本 村 藤 玉 原 澤 藤 瀬 間 小 大 浅 石 本 佐 角 飯 青 永	晴 清 桂 三 順 國 悦 和 良 武 勝 清 龍 通 清 豊 優 幹 國 時 啓 健 輝	江 吉 子 郎 計 喬 雄 雄 弘 良 男 等 昂 清 雄 春 美 一 太 夫 秋 豊 充 作 寛 子 雄 雄 輝 一 夫 光 晃

## 地球環境・人間に優しい 経済システムに、連邦制も

—埼玉大学相沢光悦教授が通常総会で記念講演—

冒頭、円高が急速に進み、株価が9,000円を割り込んでいる日本経済の現状を指摘され、なぜこのようになったのか、アメリカ発の世界経済・金融危機の実態を解き明かしました。2008年のリーマンショックで世界は深刻な経済・金融危機に見舞われたが、欧米・日本の適切な対応で落ち着きを取り戻し、リーマンショックはあっという間に終わってしまった。グリーンスパン前議長が「今回の危機は100年に1度の津波だ」といったが何のことはなかったと指摘され、アメリカがきちっとした金融政策を持っていたならば世界経済が危機に陥ることはなかったと説明された。しかし、平成不況と同様、世界の金融機関が膨大な不良債権を抱えており、景気低迷が長期化する可能性がある。ギリシアショックは金融危機と経済危機から財政危機に転化してきている。他方、世界経済・金融・財政危機は金融バブル・金融セクター肥大化による経済成長が終わり、今日、地球環境保全・人間優先型経済システムへと資本主義の構造転換が迫られていると指摘されました。

このような中、これからの目指すべき日本経済の行方について、次のように鋭い指摘がありました。

1. 電気自動車や再生可能エネルギーへの転換など、産業構造を大転換し、地球環境に優しい経済システムにすること。
2. 働きたいという人には正規雇用を、自由に働きたいという人には非正規であっても、非正規と正規を労働者のニーズに合わせ、正規雇用を拡大し、同一価値労働同一賃金・労働条件の向上など、人間に優しい経済システムにすること。
3. 地方へ権限や税源を移譲して地域活性化する連邦制への移行（ドイツを念頭）
4. 地球環境と調和したアジアの人々の生活水準向上のための日本の貢献と日本、中国、インドが中心となったアジア共同体の結成。
5. 環境保全の技術革新と普及などアジア諸国への日本の貢献。

(文責・飯島)



## 納税者権利憲章 政治家 PT に意見を

—政府税制調査会「納税環境整備小委員会」三木座長に聞く—



8月27日、センター研究部では東京土建一般労働組合と共催で政府税制調査会納税環境整備小委員会委員長の三木義一青山学院大学教授の話の聞きました。

三木教授は納税者権利憲章制定の論点整理作業の責任者ですが、参議院選挙での民主党の敗北、その後の民主党代表選の真っただ中での話、「9月の代表選が終わるまで、税調本体は動かない、小委

員会も同じ、この世界は山あり、谷あり、まさかあり」と政府税制調査会の行方が気がかりと話していました。演題は「租税手続法改正の課題と展望」、参加者は58名でした。

まず触れたのが、昨年12月に閣議決定した民主党の税制改正大綱の性格です。これまでの自民党の税制改正大綱と違い、今回の大綱は1章と4章は財務省が書いたが、それ以外の「改革の方向性」等は民主党が書いた。これは画期的なことであると指摘し、したがって、「納税者権利憲章を早急に制定します」と書き、閣議決定したのだから、速やかに実行すべきであると強調しました。

つづいて、税制改正に触れ、課税権と徴収権は

(次ページへ)

一国の専権事項であるが、いまや一国の税制は一国だけで決められない時代であると述べ、一国での課税・徴収権の限界と国際的な課税の仕組実現の必要性を話されました。

納税者権利憲章については主な国の制定状況を資料で説明され、「みなさん、納税者権利憲章って何だと思いませんか」と聴衆に問いかけ、納税者権利憲章の定義がないことの難しさを話され、小委員会内の様々な論議を示唆されました。小委員会の論議を集約すれば、例えば、次のようになるとして、最善のものを実現したいと述べられました。

- 1、「政府は納税者にやさしく」などの単なるパンフレット
- 2、現行法の納税者関係部分を説明した文章の公表

## 調査事例

課税と  
7年遡及に  
マッタ!

## 役員給与の否認 ・認定賞与

弁護士を通じて調査立会を求められ事案が、ひどく杜撰な調査に基づいて税額 89 百万円の更正処分を予定していたもので、その内容たるや開いた口がふさがらない代物だった。結果は、提示額から 5 % 程度にまで押し込んだが、担当者が法人統括官であり、こうした事例が少なくないのではないかと思われたのでご紹介したい。

### 【役員給与を 100 % 否認】

A 社は貿易業を営んでいる。社長一代で築いた企業で、ある工業原料を主として英国から買い付けてインドに売るという事業であり、国内で行う業務は少ない。米国 N.Y と英国 London にオフィスを置いている。

当局が着目したのは、N.Y には長女が大学院で MBA 取得のために留学していることに着目し、その取締役の給与全額を過大報酬として否認し、その全額を代表取締役社長の父親が役員給与振込口座を管理しているとして認定賞与として課税するというのである。同様に、London 滞在の

3、税務調査に関する通達など権利関係の既定の文章の公表

4、国税通則法の義務体系に対して、納税者の権利保護法として対するもの

小委員会内には、この際に納税者の義務の面も見直そうという議論もあると紹介され、小委員会の任務は論点整理なので、ひとつの意見だけを書くわけにはいかないとして、近く公表される論点整理を見たら、小委員会に意見をいうのではなく、新政権で決定権のある政治家 PT にぜひ意見をいってほしいと述べられました。

(講演資料は 78 ページ、税調資料が中心ですが残部が若干あります。ご希望の方はセンターまで。無料でお送りします。) (文責・飯島)

娘婿の給与も従事実態が無いとして全額否認して社長の認定給与とするという。

そこで当方が主張したのは、①仮にその役員が経営に従事した事実が窮えないとしても、正規の手続きで役員に就任しており登記もされているなら、それだけで役員としての責任が生じ、少なくとも責任報酬が生じる。月額 40 万円位なら全額が責任報酬で問題はない、② (メール等の証拠を示して) 実際取引先との折衝や契約締結に従事している、③誰が名義人の口座を管理しているかは、役員給与否認や給与が支払われていないと認定する根拠とならない、受領した給与を使おうが (次ページへ)

## 第 43 回 公開講座開催

混迷する政治情勢の中で、次に来る財、税制政策を検証します。また、税務調査で多忙を迎える中で、平成二二事務年度の各税の税務運営方針を分析。税務調査の方向を探ります。皆様のご来場をお待ちしております。

【講演】  
とき・一〇月二〇日(水) 午後一時～  
ところ・全労連会館 (文京区湯島二―二―四)  
☆管改造内閣の税・財政政策を占う  
― マニフェストから新成長戦略へ―  
☆平成二二事務年度国税庁・各部門の事務運営の特徴

使わないが、役員であることとその報酬支払の認否に一切関わりないことである、という点。

結局当局は、「そう考えれば損金性が否認できるのみで認定賞与の問題は起きない」と認め、最終的には役員給与過大を理由に処分できないことを認めた。これは、個人事業や法人家族従業員の場合は、否認があり得るとしても、役員であるという1点において否認は不可能であること、ましてや全額否認はありえないことを示している（理論上は過大給与はあり得る）。

#### 【有価証券売却益申告漏れで7年遡及？】

A社は、M証券会社を通して株式売買を平成12年より開始しており、19年3月期において69百万円の売却益を計上したが、当局は15年事業年度より毎期利益があるのに申告漏れとなっており、これは隠ぺいまたは仮装に当たるとして7年遡及し重加算税を賦課するとした（年度により凹凸があり全体として還付の見通しがあつた）。

これに対し、「19年3月期の正しい売却益は820万円であつて過大申告であり、結局は各事業年度において申告すべきものを一括申告した形となっている」ことを指摘し、「いわば期ズレの状態であり、法人税の税率が比例税率であることを考慮すれば税額上は申告漏れは無いに等しいこと、ましてや7年遡及、重加算税賦課は、実績を上げるために税の素人を騙す手口」だと厳しく追及、主張した。

当局と取引金額の詳細の詰め作業を行ったところ、株式売買を始めてから今日までに、都合1,700百万円の売却益が過大申告であることが判明して、当局は7年遡及と重加算税賦課をあきらめた。

#### 【更正処分案提示額の5%まで減額に】

当方が、代理権限証書を提出して調査に立ち会った日は、当局は重審を終え、更正処分寸前の段階であつた。当局は青色申告の取り消し処分まで準備していた。しかも、この調査は3年越しという異常な状況であり、しかも統括官が担当というにはお粗末な内容であつたが、その「手口」はあくどいものであつた。

折衝の結果、一部退職金過大部分の認否と上記売却益過大部分を相殺し、また、非居住者の役員給与が日米租税条約改定で変更になったことが反映されていない部分の源泉徴収税額の加算で、全体として当初の処分案の5%程度にまで圧縮させたものである。（本川総合事務所）

## センター活動日誌

2010. 7.16	埼玉県保険医協会
8. 1	全国研究所等交流会議（大阪）
8. 4	神奈川県保険医協会
8. 5	「税金の手引」編集全国会議（鈴鹿）
8. 8	愛知県保険医協会
9.10	千葉税経新人会
9.12	神奈川建設労連
9.17	神奈川土建
9.17	TCフォーラム幹事会
9.21	第1回三役会議
10. 4	第2回理事会

## 新入会員紹介

### ※ 会 員

・野坂 誠史  
住 所 習志野市谷津 3-1-19-402  
事務所 川崎市中原区小杉町 1-529 ピュアー  
小杉 1 F 中山直子税理士事務所  
T E L 044-739-5522

誌  
報

### 第44回公開講座 / 確定申告対策ほか

2011年2月2日 於・全労連会館

## ホームページ開設

東京税財政研究センターではホームページを開設しました。アドレスは

<http://touzeiken.net/>

です。一部建設中のところもありますが、順次充実させていきます。センターの歴史、発行された書籍の紹介、税務調査の実例、役立ちコーナー、小論文などを掲載していきます。ご意見、ご感想などお寄せください。また投稿等ございましたらお寄せください。

ご意見・投稿等は

[hiba@ymail.plala.or.jp](mailto:hiba@ymail.plala.or.jp) まで